

第 1 号議案 宇都宮都市計画道路の変更（栃木県決定）

3・3・102号宇都宮水戸線

1. 3・3・102号宇都宮水戸線の概要

3・3・102号宇都宮水戸線は、飯田町を起点とし、本市中心部を横断し氷室町まで連絡する延長約 17,060m の幹線街路である。本路線のうち、3・4・102号宇都宮日光線から3・3・106号今泉川田線までの区間は、都心環状線の一部として、起点から3・4・1号宇都宮栃木線までの区間及び国道4号から終点までの区間は、12放射道路の一つとして位置付けられており、本市の骨格を形成する重要な都市計画道路である。また、起点と鹿沼市の3・4・202号古峯原宮通りが接続しており、宇都宮都市計画区域における東西方向の骨格を形成する主要な都市計画道路である。

宇都宮水戸線の都市計画は、昭和7年4月に当初決定され、その後9回の変更を経て現在に至っている。

2. 変更の理由

宇都宮都市計画区域における交通の現況及び将来の交通体系等を勘案し以下のとおり都市計画を変更する。

宇都宮水戸線のうち、起点から東北縦貫自動車道までの区間と、宇都宮水戸線に接続する古峯原宮通りのうち、3・4・203号鹿沼環状線との交差点から終点までの未整備区間（延長約 2,930m）において道路構造について現在の基準に適合させるため、両側の歩道幅員を 3.5m に変更し、全体幅員を 25m に都市計画を変更する。

3. 変更の内容

() 内は変更前

名称	変更対象延長	車線数	幅員	その他	
3・3・102号宇都宮水戸線	約 1,040m	4 (4)	25.0m (26.5m)	線形の一部を変更	
参考	3・4・202号古峯原宮通り	約 1,890m	4 (4)	25.0m (20.0m)	線形及び鹿沼環状線との隅切り形状の変更
	3・4・203号鹿沼環状線	—	—	—	古峯原宮通りとの隅切り形状の変更



